



# 芦屋「九条の会」ニュース

発行責任者：片岡隆 連絡先 090-7118-2312

<http://ashiya9.web.fc2.com/>

## いま、やるべきは「コロナ対策」最優先！

2020年はコロナコロナの1年でしたが、終息するどころか「第三波」が押し寄せて、この先どこまで拡大するのか見当が付きません。菅政権は8～9月の第二波が続く中、GoToキャンペーンを強行し、人の動きを加速させるなど経済優先を続けてきました。

政府は常に「感染防止と経済活動の両立」が大事だと口にしますが、その実、これまで感染対策はほとんど何もしないままでした。たとえば保健所が閉門として立ちふさがり、PCR検査が諸外国に比べて極端に少ないことです。重症者数が増加し、医療現場は限界にきています。感染を抑えながら経済を回すことは可能でも、感染が増える中で経済を回すことは極めて困難です。

いまこそ、政治がしっかりとリーダーシップをとり、実のある対策を講じなければオーバーシュートになり大変なことになります。国民の自助努力や自治体に委ねて、見せかけだけの対策や聞こえのいいキャッチコピーで呼びかけるだけの菅政権には期待できません。



### 菅政権下での改憲阻止に力を尽くそう

このように、コロナ対策最優先が求められている中、11月26日、12月3日に開かれた衆議院憲法審査会で、約2年ぶりに国民投票法改正案の審議が行われました。改正案は、大型商業施設への共通投票所の設置や期日前投票の理由追加など7項目ですが、3日の憲法審では改正案そのものに問題点も指摘されました。

では、なぜ、いまなのでしょう。

それは、改正案を成立させることにより、自民党は「改憲への環境が整った」として、その後に改憲論議を一方向的に進める足掛かりにしようとしているからです。しかし、国民投票法そのものが欠陥だらけ、いわばザル法なのです。たとえば、最低投票率の定めがない、24時間の活動が許されている、などありますが、最大の問題はCM規制やインターネット規制が現在の改正案にはない、ということです。広告宣伝に制限がない、ということは資金力のある政党が圧倒的に有利になります。ゴールデンタイムに広告を大量に流すことにより、有権者は刷り込まれることになり、落ち着いた環境で正常な判断ができません。特に、国民投票法成立当時はまだインターネットが普及していませんでしたから、この面からの法整備が必要で、ブレーキ、歯止めは絶対に必要です。

安倍前首相が、2017年5月の憲法記念日に述べた「2020年に新憲法施行」は、世論の力で阻止することができました。菅首相の改憲についての考えやスタンスはまだ明確ではありません。しかし、安倍路線を継承し、改憲を「党是」とする自民党政権である以上、決して油断することなく改憲阻止に力を尽くしていかなければなりません。

(片岡 隆 記)